

第 51 号

横浜市報調達公告版

発行所

横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市役所

【調達公告】

- △一般競争入札（電子入札対象案件）の施行（第四児童相談所（仮称）新築工事及び青少年相談センター移転新築工事（建築工事）ほか 3 件）…………… 2
- △一般競争入札（電子入札対象案件）の施行（横浜駅ポートサイド連絡デッキ（仮称）新設工事（下部工その 1））…………… 14

【水道局】

- △2,500万円以上の一般競争入札の施行（本郷台五丁目φ100から400mm管製作及び橋梁添架工事の 1 件）…………… 20
- △1,000万円以上2,500万円未満の一般競争入札の施行（小雀空気圧縮機改良工事（その 3）〔電気設備〕ほか 1 件）…………… 25

調 達 公 告

横浜市調達公告第 210 号

一般競争入札（電子入札対象案件）の施行

次のとおり、「第四児童相談所（仮称）新築工事及び青少年相談センター移転新築工事（建築工事）」ほか 3 件の工事について、一般競争入札を行う。

平成17年11月29日

契約事務受任者

横浜市助役 本 多 常 高

1 入札参加資格

入札参加者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。
- (3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
- (5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を 2 (2) に定める手続により購入した者であること。
- (6) IC カードを購入し、電子入札システムにより利用者登録を行った者であること。
- (7) その他、詳細については横浜市契約規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない（ただし、9 (12) に定める場合を除く。）。
- (2) 設計図書の購入
 - ア 設計図書は、イの期間に工事ごとに定める工事担当課において閲覧に供する。
 - イ 設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成 17 年 12 月 2 日 午後 5 時まで
 - ウ 設計図書の購入先
工事ごとに定める。
 - エ 設計図書購入の申込み手続
横浜市のホームページ又は横浜市財政局契約部掲示板を参照すること。
- (3) 1 に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

3 入札方法等

- (1) 入札の期間及び開札予定日時については、工事ごとに定める。
- (2) 入札参加者は、定められた期間内において、電子入札システムにより入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
- (3) 紙入札による参加については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第7条に定める場合を除き、認めない。
- (4) 入札にあたっては、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第13条を参照すること。なお、当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額

に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札金額とすること。

- (6) 入札の回数は1回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 1に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は3(4)の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
- (4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状を提出しない者が行った入札
- (5) 共同企業体協定書兼委任状を提出し、入札を行った建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の共同企業体協定書兼委任状の提出を行った建設共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札
- (6) 横浜市一般競争入札参加資格審査申請において指定した契約者(あらかじめ、「横浜市電子入札 IC カード代表者届出書(第1号様式)」を横浜市に届け出ている場合には代表者)以外の名義人による IC カードを用いて行った入札。

5 入札参加資格の確認及び落札の決定

- (1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)及び当該価格を入札参加者に通知し、落札の決定は保留する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (3) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
- (4) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(3)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (5) (3)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、開札日(4)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)から翌開庁日の午後5時までの間に提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(4)イの手続により落札者を決定する。
- (6) (4)イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (7) 落札候補者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、(3)の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める調査を行う。
- (8) (7)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (9) (7)の調査にあたっては、当該落札候補者は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める書類を各3部、別に指定した日時までに提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記期限内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(8)に該当するものとし当該落札候補者を落札者とししないものとする。

- (10) (9) に定める書類は、3 (4) に定める工事費内訳書の各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した工事費内訳書の提出がない場合には、(8) に該当するものとし当該落札候補者を落札者とししないものとする。
- (11) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第 2 条第 1 項、第 3 条又は第 4 条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。
- (2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。
- (3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条及び第 28 条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払いの回数に含まない。
- (2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の4以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
- (3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8 調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約

- (1) 6 (3) の規定にかかわらず、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条第 1 項に定める契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
- (2) 7 (2) の規定にかかわらず、工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の2以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
- (3) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、当該工事の請負契約の相手方が次のア又はイに該当するときは、工事ごとに定める技術者の要件と同一の要件（ただし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、監理技術者とは別に、施工現場に専任で1名配置しなければならない。この場合、配置する全ての技術者について、配置技術者（変更）届出書（第6号様式）及び監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）を提出すること。
- ア 開札日から過去2年以内に完成した工事のうち、工事ごとに定める登録工種と同一工種の工事に係る横浜市請負工事検査事務取扱規程第9条に基づく工事完成検査結果通知書において、評定点が65点未満の通知を受けたことがある者（ただし、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第1項第4号に該当する者を除く。）
- イ 開札日から過去2年以内に、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱別表第1第2号、第5号又は第7号の規定に基づく一般競争参加停止及び指名停止等措置（ただし、停止措置の期間が1か月未満の場合を除く。）を受けた者

9 その他

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するかどうかは、工事ごとに明示する。
- (2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。
- (3) 当該工事の契約締結について、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市

条例第 5 号) 第 2 条の規定により市議会の議決に付さなければならない場合には、工事ごとに明示する。

- (4) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (5) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、1 に定める入札参加資格(変更すべき事由が生じた日を基準日とする。)を満たすと確認された場合はこの限りでない。
- (6) 必要と認めるときは入札を中止することがある。
- (7) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、横浜市電子入札運用基準(工事請負関係)第 14 条第 4 項に定めるとおりとする。
- (8) 開札後、落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできないものとする。
- (9) 5 (3) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第 1 項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。

なお、開札日において、平成 17・18 年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費(当該工事の予定価格欄に記載された金額に 100 分の 105 を乗じた額)の 6 割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費(当該工事の予定価格欄に記載された金額に 100 分の 105 を乗じた額)の 8 割に満たない者は、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第 1 項第 9 号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

- (10) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行って落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、又は、5 (5) 又は 5 (9) に定める書類を提出しない場合は、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第 2 条の規定により、参加停止の措置を行う。
- (11) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約金額にかかわらず施工体制台帳の提出を義務付けるものとする。
- (12) 特定建設共同企業体による入札を行う場合は、入札の前に特定建設共同企業体の情報について横浜市のホームページから登録(以下「特定 J V 登録」という。)を行い、提出書類のうち共同企業体協定書兼委任状を、入札締切日時までに、横浜市役所内郵便局に到着するよう横浜市財政局契約第一課長あての書留郵便により郵送又は横浜市財政局契約第一課まで持参しなければならない。
なお、特定 J V 登録並びに共同企業体協定書兼委任状の作成及び提出方法等の詳細については、横浜市のホームページ又は横浜市財政局契約部掲示板を参照すること。
- (13) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準(工事請負関係)及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号	0505011012						
入札方法	電子入札による						
工事件名	第四児童相談所（仮称）新築工事及び青少年相談センター移転新築工事（建築工事）						
施工場所	南区浦舟町3丁目44番2						
工事概要	RC造（一部S造）、地上5階建、延床面積4,476.47㎡						
工期	契約締結の日から平成19年 3月26日まで						
予定価格	800,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）						
調査基準価格	開札後に公表						
最低制限価格	設定なし						
入札参加資格	登録工種	建築					
	格付等級	【建築：A】					
	登録細目	【建築：建築工事】					
	所在地区分	市内					
	技術者	建築工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（1）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（2）当該雇用期間が3か月間経過しており、（3）他の工事に従事していない者でなければならない。					
その他	次の要件を全て満たす技術力結集型共同企業体であること。 （1）各企業の技術力の結集を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体であること（名称は「〇〇建設共同企業体」とする。）。（2）構成員の数は2者であること。（3）構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が、その共同企業体の総出資額の10分の3以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率が、その共同企業体構成員中最大であること。（4）構成員の組み合わせは、入札参加資格を満たす者による組み合わせであること。（5）構成員の平成17・18年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の建築に係る工事最高請負実績の元請金額の合計が、504,126,000円以上であること。						
提出書類	（1）設計図書代金領収書（写） （2）配置技術者（変更）届出書（第6号様式） （3）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。） （4）共同企業体協定書兼委任状						
設計図書の購入先・申込期限	亜細亜工業写真株式会社、株式会社ヒライデ・コピー 平成17年12月 2日 午後 5時00分 詳細については、横浜市財政局契約部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。 （なお、設計図書については横浜市ホームページ発注情報画面で参照可能。）						
入札期間	平成17年11月30日（水）午前 9時00分から 平成17年12月20日（火）午後 5時00分まで						
開札予定日時	平成17年12月21日（水）午前 10時00分						
支払い条件	前金払	する（各年）	部分払	4回以内	契約保証	要求	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事						該当する
注意事項	※次頁のとおり 本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。（この頁は1頁目です。）						
工事担当課	まちづくり調整局施設整備課			電話 045-671-2967			
契約担当課	財政局契約第一課			電話 045-671-2244、2246			

<p>契約番号</p>	<p>0505011012</p>
<p>工事件名</p>	<p>第四児童相談所（仮称）新築工事及び青少年相談センター移転新築工事（建築工事）</p>
<p>入 札 に 係 る 必 要 事 項</p>	<p>【注意事項】 (1) 入札にあたっては、事前に特定JV登録を行い、提出書類のうち(4)共同企業体協定書兼委任状を入札締切日時までに提出しなければならない(公告本文9(12)を参照)。 (2) 本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 (3) 調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文8による。 (4) 本件工事は債務負担行為に係る契約である。 (5) 本件工事は横浜市議会の議決に付すべき契約である。</p> <p>本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。(この頁は2頁目です) この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。</p>

契約番号	0521011487				
入札方法	電子入札による				
工事件名	港北水再生センター水処理施設（第五期）築造工事（その2）				
施工場所	港北区太尾町1805番地				
工事概要	基礎工（Φ800mm既製コンクリート杭126本）、仮設工（鋼矢板土留め工2,000㎡、山留め支保工76t）、土工（掘削土量16,000㎡、埋戻土量8,100㎡）、躯体築造工（最終沈殿池：2,652㎡、L=51m、W=52m、H=10m（掘削深7.5m）、コンクリート打設量6,700㎡）				
工期	契約締結の日から平成19年 9月28日まで				
予定価格	790,210,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）				
調査基準価格	開札後に公表				
最低制限価格	設定なし				
入札参加資格	登録工種	土木			
	格付等級	【土木：A】			
	登録細目	【土木：一般土木工事】			
	所在地区分	市内又は準市内			
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。当該技術者は開札日において、（1）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（2）当該雇用期間が3か月間経過しており、（3）他の工事に従事していない者でなければならない。			
	その他	※次頁のとおり			
提出書類	（1）設計図書代金領収書（写） （2）配置技術者（変更）届出書（第6号様式）（工事経験欄に下水処理場名、施工面積及び掘削深を記入すること。） （3）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。） （4）施工実績調書（工事内容欄に下水処理場名、施工面積及び掘削深を記入し、併せてその実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。ただし、技術適性リストの【土木】水処理施設工事（水処理施設）a区分に登録されている者は提出不要） （5）総合評定値通知書（開札日において有効かつ最新のもの）の写し （6）共同企業体協定書兼委任状				
設計図書の購入先・申込期限	東洋製図工業株式会社、有限会社ナガイ 平成17年12月 2日 午後 5時00分 詳細については、横浜市財政局契約部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。 （なお、設計図書については横浜市ホームページ発注情報画面で参照可能。）				
入札期間	平成17年11月30日（水）午前 9時00分から 平成17年12月20日（火）午後 5時00分まで				
開札予定日時	平成17年12月21日（水）午前 10時00分				
支払い条件	前金払	する（各年）	部分払	6回以内	契約保証 要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事					該当する
注意事項	※次頁のとおり 本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。 （この頁は1頁目です。）				
工事担当課	環境創造局水再生施設整備課			電話 045-671-2847	
契約担当課	財政局契約第一課			電話 045-671-2244、2246	

契約番号	0521011487
工事件名	港北水再生センター水処理施設（第五期）築造工事（その2）
入札に係る必要事項	<p>【入札参加資格 その他】 本件工事の入札は混合入札により執行する。 共同企業体については、次の要件を全て満たす技術力結集型共同企業体であること。 (1) 各企業の技術力の結集を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体であること（名称は「〇〇建設共同企業体」とする。） (2) 構成員の数は2者であること。 (3) 構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が、その共同企業体の総出資額の10分の3以上であるとともに、代表者となる構成員（以下「代表構成員」という。）の出資比率は、当該共同企業体構成員中最大であること。 (4) 各構成員は、前頁の入札参加資格を満たす者であること。 (5) 構成員の平成17・18年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額の合計が、497,832,300円以上であること。 (6) 構成員の組み合わせは、次のア代表構成員の資格要件を全て満たす者とイ第2位構成員の資格要件を全て満たす者による組み合わせであること。 ※ 施工実績及び技術者の施工経験はいずれも平成7年4月1日以降に完成したもの（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が10分の2以上のもの）に限る。</p> <p>ア 代表構成員の資格要件 (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の開札日において有効かつ最新のもの。以下同じ。）における土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。 (イ) 下水処理場における施工面積1,500㎡以上かつ掘削深5m以上の水処理施設（ポンプ施設、雨水貯留施設及び雨水滞水池を除く。以下同じ。）築造工事の元請としての施工実績を有すること。 (ウ) 前頁の技術者は、下水処理場における水処理施設築造工事の元請としての施工経験を有すること。</p> <p>イ 第2位構成員の資格要件 (ア) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が950点以上であること。 (イ) 下水処理場における水処理施設築造工事の元請としての施工実績を有すること。 (ウ) 前頁の技術者は、下水処理場における水処理施設築造工事の元請としての施工経験を有すること。</p> <p>単体企業については、前頁の入札参加資格のほか、次の要件を全て満たす者であること。 ※ 施工実績及び技術者の施工経験は平成7年4月1日以降に完成したもの（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が10分の2以上のもの）に限る。 (1) 平成17・18年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額が、497,832,300円以上であること。 (2) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。 (3) 下水処理場における施工面積1,500㎡以上かつ掘削深5m以上の水処理施設築造工事の元請としての施工実績を有すること。 (4) 前頁の技術者は、下水処理場における水処理施設築造工事の元請としての施工経験を有すること。</p> <p>【注意事項】 (1) 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第1項第6号に規定する隣接施工に該当する工事（ただし、本件工事の開札日において、竣工検査及び引渡し完了している場合は隣接施工には該当しない。）：港北下水処理場水処理施設（第五期）築造工事 (2) 特定建設共同企業体による入札を行う場合は、事前に特定JV登録を行い、提出書類のうち（6）共同企業体協定書兼委任状を入札締切日時までに提出しなければならない（公告本文9（12）を参照）。 (3) 本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 (4) 調査基準価格未済で入札した場合の取扱いは公告本文8による。 (5) 本件工事は債務負担行為に係る契約である。</p> <p>本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。（この頁は2頁目です。） この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。</p>

契約番号	0522011067					
入札方法	電子入札による					
工事件名	資源循環局保土ヶ谷工場焼却炉等補修工事					
施工場所	保土ヶ谷区狩場町355番地					
工事概要	焼却炉等補修工事(3炉分)(火格子梁2.7m 114本、5.5m 114本)、炉壁レンガ等補修工事(1炉分)(側壁レンガ 225㎡)、ボイラー設備等補修工事(連絡管3炉分、水平蒸発管3炉分、蒸気式空気予熱器2基分)、灰押出装置等補修工事(灰押出装置2基/炉×3炉分、メインシュート3炉分)、蒸気タービン補修工事(制御装置一式デジタル化)、低圧蒸気コンデンサー補修工事6台、監視制御装置補修工事(DPCS12面)					
工期	契約締結の日から平成20年 3月21日まで					
予定価格	1,455,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)					
調査基準価格	開札後に公表					
最低制限価格	設定なし					
入札参加資格	登録工種	機械器具設置				
	格付等級	-				
	登録細目	-				
	所在地区分	市内、準市内又は市外				
	技術者	清掃施設工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過しており、(3)他の工事に従事していない者でなければならない。				
その他	上記の技術者は、平成7年4月1日以降に完成した、廃棄物を対象とするストーカ炉設備工事の元請としての施工経験を有すること。 清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 平成7年4月1日以降に完成した、廃棄物を対象とする全連続燃焼式ストーカ炉(ボイラー及び蒸気タービン付き)の新設又は増設工事の元請としての施工実績を有し、かつ、同設備は開札日において1年以上の稼働実績を有すること。					
提出書類	(1)設計図書代金領収書(写) (2)配置技術者(変更)届出書(第6号様式)(工事内容欄に工事を施工した焼却炉の形式及び工事概要を記入すること。) (3)監理技術者講習修了証の写し(ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。) (4)施工実績調書(工事内容欄に工事を施工した焼却炉の形式、工事概要及び稼働日を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。)					
設計図書の購入先・申込期限	株式会社創、有限会社ナガイ 平成17年12月 2日 午後5時00分 詳細については、横浜市財政局契約部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。 (なお、設計図書については横浜市ホームページ発注情報画面で参照可能。)					
入札期間	平成17年11月30日(水)午前9時00分から 平成17年12月20日(火)午後5時00分まで					
開札予定日時	平成17年12月21日(水)午前10時00分					
支払い条件	前金払	する(各年)	部分払	4回以内	契約保証	要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事						該当しない
注意事項	※次頁のとおり 本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。(この頁は1頁目です。)					
工事担当課	資源循環局施設課			電話 045-671-2543		
契約担当課	財政局契約第一課			電話 045-671-2244、2246		

<p>契約番号</p>	<p>0522011067</p>
<p>工事件名</p>	<p>資源循環局保土ヶ谷工場焼却炉等補修工事</p>
<p>入 札 に 係 る 必 要 事 項</p>	<p>【注意事項】 (1) 配置する監理技術者は、本件工事に含まれる工場製作過程に限り、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が明確な場合は必ずしも専任を要しない。 (2) 本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 (3) 開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の6割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の8割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない(公告本文9(9)を参照)。 (4) 調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文8による。 (5) 本件工事は、債務負担行為に係る契約であり、平成17年度補正予算が横浜市議会において可決されることによって、その効力を生じ、かつ、確定するものとする。 (6) 本件工事は横浜市議会の議決に付すべき契約である。</p> <p>本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。(この頁は2頁目です) この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。</p>

契約番号	0522011076				
入札方法	電子入札による				
工事件名	資源循環局港南工場焼却設備撤去工事				
施工場所	港南区港南台八丁目4番41号				
工事概要	焼却プラント解体撤去工一式、煙突解体一式、ストックヤード設置工一式				
工期	契約締結の日から平成19年 9月28日まで				
予定価格	1,177,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）				
調査基準価格	開札後に公表				
最低制限価格	設定なし				
入札参加資格	登録工種	建築又は機械器具設置			
	格付等級	【建築：A】又は【機械器具設置：-】			
	登録細目	-			
	所在地区分	市内、準市内又は市外			
	技術者	建築工事業又は清掃施設工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。当該技術者は開札日において、(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2) 当該雇用期間が3か月間経過しており、(3) 他の工事に従事していない者でなければならない。			
	その他	建築工事業及び、機械器具設置工事業又は清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を有すること。 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月25日 基発401号の2）に基づく、処理能力200t/日（1施設に複数の焼却炉が設置されている場合はそれらの処理能力の合計）以上の一般廃棄物焼却施設解体撤去工事の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。）。			
提出書類	(1) 設計図書代金領収書（写） (2) 配置技術者（変更）届出書（第6号様式） (3) 監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。） (4) 施工実績調書（工事内容欄に焼却炉の焼却能力、焼却物の種類及び工事概要を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）				
設計図書の購入先・申込期限	株式会社昭和工業写真社、有限会社リバーストン 平成17年12月 2日 午後 5時00分 詳細については、横浜市財政局契約部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。 （なお、設計図書については横浜市ホームページ発注情報画面で参照可能。）				
入札期間	平成17年11月30日（水）午前 9時00分から 平成17年12月20日（火）午後 5時00分まで				
開札予定日時	平成17年12月21日（水）午前 10時00分				
支払い条件	前金払	する（一括）	部分払	3回以内	契約保証 要求
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事				該当する
注意事項	※次頁のとおり 本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。（この頁は1頁目です。）				
工事担当課	資源循環局施設課		電話 045-671-2564		
契約担当課	財政局契約第一課		電話 045-671-2244、2246		

<p>契約番号</p>	<p>0522011076</p>
<p>工事件名</p>	<p>資源循環局港南工場焼却設備撤去工事</p>
<p>入 札 に 係 る 必 要 事 項</p>	<p>【注意事項】 (1) 本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 (2) 開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の6割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の8割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない(公告本文9(9)を参照)。 (3) 調査基準価格未済で入札した場合の取扱いは公告本文8による。 (4) 本件工事は、債務負担行為に係る契約であり、平成17年度補正予算が横浜市議会において可決されることによって、その効力を生じ、かつ、確定するものとする。 (5) 本件工事は横浜市議会の議決に付すべき契約である。</p> <p>本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。(この頁は2頁目です) この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。</p>

横浜市調達公告第 211 号

一般競争入札（電子入札対象案件）の施行

次のとおり、「横浜駅ポートサイド連絡デッキ（仮称）新設工事（下部工その1）」について、一般競争入札を行う。

平成17年11月29日

契約事務受任者

横浜市財政局長 小野 耕一

1 入札参加資格

入札参加者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に記載されている者であること。
- (3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
- (5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を2(2)に定める手続により購入した者であること。
- (6) ICカードを購入し、電子入札システムにより利用者登録を行った者であること。
- (7) その他、詳細については横浜市契約規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない（ただし、9(12)に定める場合を除く。）。
- (2) 設計図書の購入
 - ア 設計図書は、イの期間に工事ごとに定める工事担当課において閲覧に供する。
 - イ 設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成17年12月2日 午後5時まで
 - ウ 設計図書の購入先
工事ごとに定める。
 - エ 設計図書購入の申込み手続
横浜市のホームページ又は横浜市財政局契約部掲示板を参照すること。
- (3) 1に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

3 入札方法等

- (1) 入札の期間及び開札予定日時については、工事ごとに定める。
- (2) 入札参加者は、定められた期間内において、電子入札システムにより入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
- (3) 紙入札による参加については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第7条に定める場合を除き、認めない。
- (4) 入札にあたっては、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第13条を参照すること。なお、当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札金額とすること。

- (6) 入札の回数は1回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 1に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は3(4)の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
- (4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状を提出しない者が行った入札
- (5) 共同企業体協定書兼委任状を提出し、入札を行った建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の共同企業体協定書兼委任状の提出を行った建設共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札
- (6) 横浜市一般競争入札参加資格審査申請において指定した契約者（あらかじめ、「横浜市電子入札 IC カード代表者届出書（第1号様式）」を横浜市に届け出ている場合には代表者）以外の名義人による IC カードを用いて行った入札。

5 入札参加資格の確認及び落札の決定

- (1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を入札参加者に通知し、落札の決定は保留する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (3) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
- (4) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(3)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (5) (3)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、開札日（(4)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後5時までの間に提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(4)イの手続により落札者を決定する。
- (6) (4)イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (7) 落札候補者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、(3)の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める調査を行う。
- (8) (7)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (9) (7)の調査にあたっては、当該落札候補者は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める書類を各3部、別に指定した日時までに提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記期限内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(8)に該当するものとし当該落札候補者を落札者とししないものとする。
- (10) (9)に定める書類は、3(4)に定める工事費内訳書の各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した工事費内訳書の提出がない場合には、(8)に該当するものとし当該落札候補者を落札者と

しないものとする。

- (11) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第 2 条第 1 項、第 3 条又は第 4 条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。
(2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。
(3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条及び第 28 条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払いの回数に含まない。
(2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の4以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
(3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8 調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約

- (1) 6 (3) の規定にかかわらず、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条第 1 項に定める契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
(2) 7 (2) の規定にかかわらず、工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の2以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
(3) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、当該工事の請負契約の相手方が次のア又はイに該当するときは、工事ごとに定める技術者の要件と同一の要件（ただし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、監理技術者とは別に、施工現場に専任で1名配置しなければならない。この場合、配置する全ての技術者について、配置技術者（変更）届出書（第6号様式）及び監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）を提出すること。
ア 開札日から過去2年以内に完成した工事のうち、工事ごとに定める登録工種と同一工種の工事に係る横浜市請負工事検査事務取扱規程第9条に基づく工事完成検査結果通知書において、評定点が65点未満の通知を受けたことがある者（ただし、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第1項第4号に該当する者を除く。）
イ 開札日から過去2年以内に、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱別表第1第2号、第5号又は第7号の規定に基づく一般競争参加停止及び指名停止等措置（ただし、停止措置の期間が1か月未満の場合を除く。）を受けた者

9 その他

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。
(3) 当該工事の契約締結について、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付さなければならない場合には、工事ごとに明示する。

- (4) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (5) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、1に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。
- (6) 必要と認めるときは入札を中止することがある。
- (7) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第 14 条第 4 項に定めるとおりとする。
- (8) 開札後、落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできないものとする。
- (9) 5 (3) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第 1 項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。

なお、開札日において、平成 17・18 年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に 100 分の 105 を乗じた額）の 6 割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に 100 分の 105 を乗じた額）の 8 割に満たない者は、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第 1 項第 9 号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。
- (10) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行って落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、又は、5 (5) 又は 5 (9) に定める書類を提出しない場合は、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第 2 条の規定により、参加停止の措置を行う。
- (11) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約金額にかかわらず施工体制台帳の提出を義務付けるものとする。
- (12) 特定建設共同企業体による入札を行う場合は、入札の前に特定建設共同企業体の情報について横浜市のホームページから登録（以下「特定 J V 登録」という。）を行い、提出書類のうち共同企業体協定書兼委任状を、入札締切日時までに、横浜市役所内郵便局に到着するよう横浜市財政局契約第一課長あての書留郵便により郵送又は横浜市財政局契約第一課まで持参しなければならない。

なお、特定 J V 登録並びに共同企業体協定書兼委任状の作成及び提出方法等の詳細については、横浜市のホームページ又は横浜市財政局契約部掲示板を参照すること。
- (13) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号	0524011009				
入札方法	電子入札による				
工事件名	横浜駅ポートサイド連絡デッキ（仮称）新設工事（下部工その1）				
施工場所	西区高島二丁目32番地先				
工事概要	作業構台工（1,367㎡）、仮護岸工（スリット部閉塞工L=16.5m、土砂流出防止壁工L=3.2m）、護岸撤去工一式				
工期	契約締結の日から平成18年 3月31日まで				
予定価格	312,160,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）				
調査基準価格	開札後に公表				
最低制限価格	設定なし				
入札参加資格	登録工種	土木			
	格付等級	【土木：A】			
	登録細目	【土木：一般土木工事】			
	所在地区分	市内又は準市内			
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。当該技術者は開札日において、（1）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（2）当該雇用期間が3か月間経過しており、（3）他の工事に従事していない者でなければならない。			
	その他	※次頁のとおり			
提出書類	※次頁のとおり				
設計図書の購入先・申込期限	株式会社創、東洋製図工業株式会社 平成17年12月 2日 午後 5時00分 詳細については、横浜市財政局契約部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。 （なお、設計図書については横浜市ホームページ発注情報画面で参照可能。）				
入札期間	平成17年11月30日（水）午前 9時00分から 平成17年12月20日（火）午後 5時00分まで				
開札予定日時	平成17年12月21日（水）午前 10時00分				
支払い条件	前金払	する（一括）	部分払	しない	契約保証 要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事					該当する
注意事項	※次頁のとおり 本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。（この頁は1頁目です。）				
工事担当課	都市整備局都市再生推進課			電話 045-671-3543	
契約担当課	財政局契約第一課			電話 045-671-2244、2246	

契約番号	0524011009
工事件名	横浜駅ポートサイド連絡デッキ（仮称）新設工事（下部工その1）
入札に係る必要事項	<p>【入札参加資格 その他】 次の要件を全て満たす技術修得型共同企業体であること。 (1) 市内企業の技術修得を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体であること（名称は「〇〇建設共同企業体」とする。）。 (2) 構成員の数は2者であること。 (3) 構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が、その共同企業体の総出資額の10分の4以上であるとともに、代表者となる構成員（以下「代表構成員」という。）の出資比率は、当該共同企業体構成員中最大であること。 (4) 各構成員は、前頁の入札参加資格を満たす者であること。 (5) 代表構成員の平成17・18年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額が、666,000,000円以上であること。 (6) 構成員の組み合わせは、次のア代表構成員の資格要件を全て満たす者とイ市内企業構成員の資格要件を全て満たす者による組み合わせであること。 ※ 施工実績及び技術者の施工経験は、いずれも平成7年4月1日以降に完成したもの（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が10分の2以上のもの）に限る。 ア 代表構成員の資格要件 (ア) 技術適性リストの〔土木〕橋梁下部工事 a 区分に登録されている者であること。 (イ) 鋼管矢板井筒基礎工を含む工事の元請としての施工実績を有すること。 (ウ) 前頁の技術者は、橋梁下部工事の元請としての施工経験を有すること。 イ 市内企業構成員の資格要件 (ア) 所在地区分が市内であること。 (イ) 橋梁下部工事の元請としての施工実績を有すること。 (ウ) 前頁の技術者は、橋梁下部工事の元請としての施工経験を有すること。 (7) 市内企業構成員に所属する技術者を、本件工事における現場代理人又は監理技術者として配置すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 設計図書代金領収書（写） (2) 配置技術者（変更）届出書（第6号様式）（工事経験欄に橋梁下部工事の概要を記入し、役職欄の監理技術者又は現場代理人のいずれか従事する方に丸印をつけること（現場代理人に従事する場合は、その他欄に現場代理人と記入し丸印をつけること。）。） (3) 監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。） (4) 施工実績調書（工事内容欄に代表構成員が施工した鋼管矢板井筒基礎工を含む工事の概要及び市内企業構成員が施工した橋梁下部工事の概要を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。） (5) 共同企業体協定書兼委任状</p> <p>【注意事項】 (1) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある。 (全体工事概要) ・ 橋梁下部工（2基） (P1 橋脚：鋼管矢板井筒基礎Φ800mm、L=44.0m、20本) (P2 橋脚：鋼管矢板井筒基礎Φ800mm、L=45.5m、20本) ・ 作業構台工（1, 487㎡） ・ 作業構台撤去工一式 ・ 護岸撤去工一式 ・ 護岸復旧工一式 ・ 仮護岸工一式 ・ 仮護岸撤去工一式 (2) 入札にあたっては、事前に特定JV登録を行い、提出書類のうち(5)共同企業体協定書兼委任状を入札締切日時までに提出しなければならない（公告本文9（12）を参照）。 (3) 本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 (4) 調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文8による。</p> <p>本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。（この頁は2頁目です。） この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。</p>

水 道 局

水道局調達公告第54号

2,500万円以上の一般競争入札の施行

次のとおり、「本郷台五丁目φ100から400mm管製作及び橋梁添架工事」の1件の工事について、一般競争入札を行う。

平成17年11月29日

横浜市水道事業管理者

水道局長 金 近 忠 彦

1 入札参加資格

入札参加者は、入札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 横浜市水道局契約規程（昭和39年4月水道局規程第16号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市水道局工事請負に関する競争入札取扱要綱第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。
- (3) 横浜市水道局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
- (5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を2(2)に定める手続により購入した者であること。
- (6) その他、詳細については横浜市水道局契約規程、横浜市水道局工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市水道局工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。
- (2) 設計図書の購入
 - ア 設計図書は、この期間に横浜市水道局管財部契約課において閲覧に供する。
 - イ 設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成17年12月2日 午後5時まで
 - ウ 設計図書の購入先
工事ごとに定める。
 - エ 設計図書購入の申込み手続
横浜市水道局管財部契約課において閲覧又は横浜市のホームページを参照すること。
- (3) 1に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

3 入札方法等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所については、工事ごとに定める。
- (2) 入札参加者は、定められた日時及び場所において入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
- (3) 入札書は、横浜市水道局工事請負等競争入札参加者心得に定める様式を用いること。
- (4) 入札にあたっては、工事費内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、当局が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会

わないときは、当該入札事務に関係のない当局職員を立ち合わせるものとする。

- (7) 入札の回数は 1 回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。
- (8) 合併入札の場合には、入札書にすべての工事件名を記載し、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。
- (9) 特定建設共同企業体が入札を行う場合は、入札書に共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して入札を行い、共同企業体協定書兼委任状をあわせて提出すること。

4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市水道局契約規程第 19 条の規定に該当する入札
- (2) 1 に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は 3 (4) の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
- (4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状を提出しない者が行った入札
- (5) 建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の建設共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札
- (6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (7) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札
- (8) 3 (8) 及び(9) に定める方法によらない入札

5 入札参加資格の確認及び落札の決定

- (1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を発表し、落札の決定は保留する。
- (2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
- (3) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとする。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(2) の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (4) (2) の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、入札日（(3)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後 5 時までの間に提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(3)イの手続により落札者を決定する。
- (5) (3)イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (6) 落札候補者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、(2) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市水道局工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める調査を行う。
- (7) (6) の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (8) (6) の調査にあたっては、当該落札候補者は、横浜市水道局工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める書類を各 3 部、別に指定した日時までに提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記期限内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(7) に該当するものとし当該落札候補者を落札者とししないものとする。
- (9) (8) に定める書類は、3 (4) に定める工事費内訳書に記載した各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した工事費内訳書の提出がない場合には、(7) に該当するものとし当該落札候補者を落札者

としないものとする。

(10) (2)の入札参加資格の確認の結果、落札となるべき同価の入札をした者（(6)の調査を行った後、落札者としていない者があった場合はその者を除く。）が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない当局職員をしてくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(11) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市水道局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金はこれを免除する。

(2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。

(3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市水道局工事請負等競争入札参加者心得第27条及び第28条の規定による。

7 契約金の支払方法

(1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払いの回数に含まない。

(2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の4以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。

(3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8 その他

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。

(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。

(3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、当局の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。

(4) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、1に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。

(5) 必要と認めるときは入札を中止することがある。

(6) 開札後、落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできないものとする。

(7) 5(2)の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市水道局工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第1項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。

(8) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行って落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、又は、5(4)又は5(8)に定める書類を提出しない場合は、横浜市水道局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第2条の規定により、参加停止の措置を行う。

(9) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市水道局契約規程、横浜市水道局公共工事の前払金に関する規程、横浜市水道局工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市水道局工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号	0552011356						
入札方法	入札書の持参による						
工事件名	本郷台五丁目φ100から400mm管製作及び橋梁添架工事						
施工場所	栄区本郷台五丁目37番6号先から39番3号先まで						
工事概要	架設工事一式、配水管新設工事（DIP-NSφ400mm：113mほか）一式、配水管撤去工事一式						
工期	契約締結の日から90日間						
予定価格	66,640,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）						
調査基準価格	開札後に公表						
最低制限価格	設定なし						
入札参加資格	登録工種	上水道					
	格付等級	【上水道：B】					
	登録細目	【上水道：上水道工事】					
	所在地区分	市内					
	技術者	土木工事業に係る主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置すること。当該技術者は入札日において、（1）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（2）当該雇用期間が3か月間経過しており、（3）他の工事に従事していない者でなければならない。					
その他	※次頁のとおり 本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。（この頁は1頁目です。）						
提出書類	※次頁のとおり 本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。（この頁は1頁目です。）						
設計図書の購入先・申込期限	亜細亜工業写真株式会社、東洋製図工業株式会社 平成17年12月2日 午後5時00分 詳細については、横浜市水道局契約課にて閲覧又は横浜市のホームページを参照すること。						
入札及び開札日時	平成17年12月20日（火）午前9時30分						
入札及び開札場所	中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル4階 K402会議室						
支払い条件	前金払	する（一括）	部分払	1回以内	契約保証	要求	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事					該当する	
注意事項	（1）設計図書等（設計書、図面、特記仕様書、現場説明書等を含む。）に対する質問がある場合は、平成17年12月8日午後5時までにFAXにより工事担当課に行うこと。 （2）入札にあたっては、当該工事について当局が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を持参し、提出を求められた場合は提出すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。						
工事担当課	水道局南部配水管理所						
契約担当課	水道局契約課 電話 045-671-3060						

<p>契約番号</p>	<p>0 5 5 2 0 1 1 3 5 6</p>
<p>工事件名</p>	<p>本郷台五丁目φ100から400mm管製作及び橋梁添架工事</p>
<p>入 札 に 係 る 必 要 事 項</p>	<p>【入札参加資格 その他】 (1) 平成12年4月1日から入札日までの間に、当局上水道工事の入札者として指名を受けたことのあるもの。(2) 平成7年4月1日から入札日までの間に完成した、送配水管布設工事(口径100mm管以上)の元請実績を有するもの(共同企業体の構成員としての施工実績は、その出資比率が20%以上のものに限る。)(3) 平成12年4月1日から入札日までの間に完成した、当局発注工事による送配水管布設工事(口径100mm管以上)の下請実績を有するもの。</p> <p>※ (1)、(2)、(3) について、そのいずれかを有すること。 ※ (2)、(3) について、工事請負実績は、100万円以上の契約実績に限る。 ※ (2) については、官公庁発注工事に限る。</p> <p>【提出書類】 (1) 設計図書代金領収書(写)(2) 配置技術者(変更)届出書(3) 主任技術者を配置する場合は、配置する技術者の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等)。監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習終了証の写し(平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要)。(4) 【入札参加資格その他】の(2)の場合、施工実績調書、施工内容の確認できる書類(竣工時工事カルテ受領書の写し等)。(5) 【入札参加資格その他】の(3)の場合、施工実績調書並びに施工内容の確認のできる注文書及び注文請書等の写し並びに施工体系図に会社名称が記載された部分の写し(当局発注課に提出された下請負人選定通知書の写しでも可)。</p> <p>本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。(この頁は2頁目です。) この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。</p>

水道局調達公告第55号

1,000万円以上2,500万円未満の一般競争入札の施行

次のとおり、「小雀空気圧縮機改良工事（その3）[電気設備]」ほか1件の工事について、一般競争入札を行う。

平成17年11月29日

横浜市水道事業管理者
水道局長 金 近 忠 彦

1 入札参加資格

入札参加者は、入札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 横浜市水道局契約規程（昭和39年4月水道局規程第16号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市水道局工事請負に関する競争入札取扱要綱第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に記載されている者であること。
- (3) 横浜市水道局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
- (5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を2(2)に定める手続により購入した者であること。
- (6) その他、詳細については横浜市水道局契約規程、横浜市水道局工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市水道局工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。
- (2) 設計図書の購入
 - ア 設計図書は、イの期間に横浜市水道局管財部契約課において閲覧に供する。
 - イ 設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成17年12月2日 午後5時まで
 - ウ 設計図書の購入先
工事ごとに定める。
 - エ 設計図書購入の申込み手続
横浜市水道局管財部契約課において閲覧又は横浜市のホームページを参照すること。
- (3) 1に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

3 入札方法等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所については、工事ごとに定める。
- (2) 入札参加者は、定められた日時及び場所において入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
- (3) 入札書は、横浜市水道局工事請負等競争入札参加者心得に定める様式を用いること。
- (4) 入札にあたっては、工事費内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、当局が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求められる場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない当局職員を立ち合わせるものとする。
- (7) 入札の回数は1回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格

で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、当該入札を不調とする。

- (8) 合併入札の場合には、入札書にすべての工事件名を記載し、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。
- (9) 特定建設共同企業体が入札を行う場合は、入札書に共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して入札を行い、共同企業体協定書兼委任状をあわせて提出すること。

4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市水道局契約規程第19条の規定に該当する入札
- (2) 1 に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は 3 (4) の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
- (4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状を提出しない者が行った入札
- (5) 建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の建設共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札
- (6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (7) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札
- (8) 3 (8) 及び(9) に定める方法によらない入札

5 入札参加資格の確認及び落札の決定

- (1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を発表し、落札の決定は保留する。
- (2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
- (3) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとする。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(2) の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (4) (2) の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、入札日（(3) イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後 5 時までの間に提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(3) イの手続により落札者を決定する。
- (5) (3) イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (6) (2) の入札参加資格の確認の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない当局職員をしてくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (7) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市水道局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第 2 条第 1 項、第 3 条又は第 4 条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。
- (2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。
- (3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市水道局工事請負等競争入札参加者心得第 27 条及び第 28 条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払いの回数に含まない。
- (2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の4以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
- (3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8 その他

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
- (2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。
- (3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、当局の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (4) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、1に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。
- (5) 必要と認めるときは入札を中止することがある。
- (6) 開札後、落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできないものとする。
- (7) 5(2)の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市水道局工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第1項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。
- (8) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市水道局契約規程、横浜市水道局公共工事の前払金に関する規程、横浜市水道局工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市水道局工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号	0 5 5 2 0 1 1 3 5 4					
入札方法	入札書の持参による					
工事件名	小雀空気圧縮機改良工事（その3）[電気設備]					
施工場所	戸塚区小雀町2，470番地					
工事概要	圧縮機電源制御盤 一式、機器据付・配管・配線工 一式、機器撤去・配管・配線撤去工 一式、地下電線路築造工 一式、圧縮機電源制御盤基礎築造工 一式、引込1盤（KM1）改造工 一式ほか					
工期	契約締結の日から70日間					
予定価格	15,610,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）					
調査基準価格	設定なし					
最低制限価格	開札後に公表					
入札参加資格	登録工種	電気				
	格付等級	【電気：B】				
	登録細目	【電気：電気設備工事】				
	所在地区分	市内				
	技術者	電気工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。 当該技術者は入札日において、（1）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（2）当該雇用期間が3か月間経過していなければならない。				
その他						
提出書類	（1）設計図書代金領収書（写）（2）主任技術者届出書（第7号様式）（3）（2）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）（4）配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）					
設計図書の購入先・申込期限	株式会社昭和工業写真社、株式会社創 平成17年12月2日 午後5時00分 詳細については、横浜市水道局契約課にて閲覧又は横浜市のホームページを参照すること。					
入札及び開札日時	平成17年12月20日（火）午前9時50分					
入札及び開札場所	中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル4階 K402会議室					
支払い条件	前金払	する（一括）	部分払	しない	契約保証	要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事					該当する	
注意事項	（1）設計図書等（設計書、図面、特記仕様書、現場説明書等を含む。）に対する質問がある場合は、平成17年12月8日午後5時までにFAXにより工事担当課に行うこと。 （2）入札にあたっては、当該工事について当局が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を持参し、提出を求められた場合は提出すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。					
工事担当課	水道局設備課					
契約担当課	水道局契約課 電話 045-671-3060					

契約番号	0552011355					
入札方法	入札書の持参による					
工事件名	長者町9丁目φ100から300mm配水管新設に伴う給水管取付替工事					
施工場所	中区長者町9丁目175番地先から伊勢佐木町2丁目83番地先まで					
工事概要	給水管取付替φ25 21か所、給水管取付替φ50 22か所					
工期	契約締結の日から70日間					
予定価格	10,250,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)					
調査基準価格	設定なし					
最低制限価格	開札後に公表					
入札参加資格	登録工種	管				
	格付等級	【管：B】				
	登録細目	【管：給排水衛生設備工事】				
	所在地区分	市内				
	技術者	管工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。 当該技術者は入札日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過していなければならない。				
その他	横浜市水道局指定給水装置工事事業者であること。					
提出書類	(1)設計図書代金領収書(写)(2)主任技術者届出書(第7号様式)(3)(2)に記載した資格を証明する書類(建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等)(4)配置する技術者の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等)					
設計図書の購入先・申込期限	有限会社サン・アート、有限会社ナガイ 平成17年12月2日 午後5時00分 詳細については、横浜市水道局契約課にて閲覧又は横浜市のホームページを参照すること。					
入札及び開札日時	平成17年12月20日(火) 午前9時40分					
入札及び開札場所	中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル4階 K402会議室					
支払い条件	前金払	する(一括)	部分払	しない	契約保証	要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事					該当する	
注意事項	(1)設計図書等(設計書、図面、特記仕様書、現場説明書等を含む。)に対する質問がある場合は、平成17年12月8日午後5時までにFAXにより工事担当課に行うこと。 (2)入札にあたっては、当該工事について当局が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を持参し、提出を求められた場合は提出すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。					
工事担当課	水道局中営業所					
契約担当課	水道局契約課 電話 045-671-3060					